

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊
(仮称)の設置運用に関する協定

航空自衛隊航空救難団秋田救難隊(仮称)(以下「秋田救難隊」と称する。)の設置運用及び秋田救難隊の秋田空港使用に関し、秋田県知事と防衛事務次官は、次のとおり協定を締結する。

第1 防衛庁は、所定の手続を経て、秋田空港に秋田救難隊を設置するものとし、秋田県はこれに協力するものとする。

2 秋田救難隊は、救難専門の隊とする。

3 秋田救難隊の設置場所は、別図に示す区域とする。

第2 防衛庁は、秋田救難隊の秋田空港使用に当たり、民間空港としての機能に支障を与えないようにするとともに、この協定に定めるほか秋田空港管理条例(昭和56年3月27日秋田県条例第13号)を遵守するものとする。

第3 防衛庁が秋田救難隊に配備する航空機は、

救難用航空機に限るものとし、人員及び
装備は、救難業務遂行上必要な範囲とす
る。

第 4 防衛庁は、秋田空港に戦闘機を配備しな
いものとし、また、同空港を戦闘機の訓
練にも使用しないものとする。

第 5 防衛庁は、飛行訓練に際して、秋田空港
周辺の生活環境を保全する見地から、早
朝・深夜及び住宅密集地域上空を避ける
等、飛行時間帯、飛行方法等に十分配慮
するものとする。

第 6 この協定の改廃及び協定に明示されてい
ない事項又は疑義が生じた事項について
は、必要に応じ別途協議の上決定するも
のとする。

上記協定を証するため本協定書を 2 通作成し、
記名捺印の上秋田県知事と防衛事務次官が各 1
通保有する。

昭和 59 年 / 10 月 / 1 / 日

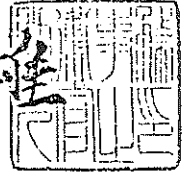
秋 田 県 知 事

佐々木喜久治



防 衛 事 務 次 官

夏 日 晴 雄



立 会 人 雄 和 町 長

工 藤 清 一 郎



秋田救難隊配置図

S = 1 : 10,000

